

## 東浦町障害者夜間相談支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者等（障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、障害の疑いのある者、難病患者、これらの家族等をいう。以下同じ。）からの夜間の相談に応じ、当該相談に応じた必要な情報の提供、助言等を行う東浦町障害者夜間相談支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害者、障害の疑いある者及び難病患者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

### (対象者)

第2条 事業の利用対象者は、東浦町内に居住する障害者等とする。

### (事業内容)

第3条 事業は、前条に規定する者からの相談に応じ、次に掲げる事項について、必要な情報の提供、助言等を行うものとする。

- (1) 相談支援事業所と連携した相談支援体制の確保に関する事。
- (2) 福祉サービスの利用に関する事。
- (3) 障害者等の権利の擁護に関する事。
- (4) その他町長が必要と認める事。

### (相談方法等)

第4条 相談の方法は、町長が指定する相談支援事業所への電話等で行うものとする。

2 相談の受付時間は、午後5時30分から翌日午前8時30分までとする。

3 前項の規定にかかわらず、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日においては、24時間相談を受け付けるものとする。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。